

臨床教授称号等付与基準（平成28年度）

看護学臨床教授等として選考できる者は、臨床実習に関連する専門領域に対応する免許または資格を有し、かつ優れた実務能力及び教育能力を有し、（１）のいずれかに該当し、かつ（２）を有する者です。

（１）

- ① 看護学臨床教授は、看護部長職及び同等と認められる看護職の最高責任者にあたる者で、実務経験が20年以上、部長職等3年以上を有する者
- ② 看護学臨床准教授は、看護部長職もしくは副看護部長職・看護師長職等その施設等の看護職最高責任者を補佐する任にある者で、実務経験が15年以上、各職位を3年以上有する者。または、専門看護師・看護専任教員の資格を有する者
- ③ 看護学臨床講師は、以下の要件をいずれかを満たすものとする。
 - ア 看護主任職にあたる者で、実務経験が5年以上、職位3年以上を有する者。
 - イ 看護学校や看護大学での非常勤講師経験を3年以上有し、かつ実務経験を5年以上有する者
 - ウ 認定看護師の資格を有する者
 - エ 臨床指導者にあたる者で、臨床指導者としての経験を3年以上有し、かつ看護協会等が主催する実習指導者講習会を修了した者
- ④ 看護学臨床助教は、臨床指導者にあたる者で、臨床指導者としての経験を3年以上を有する者で、本学開催の教員・実習指導者研修会を3年以内に修了した者とする。

（２）各専門領域に関する臨床教育の実績及び学会発表（施設内での発表は除く）等研究上の業績を有する者

経験年数、資格取得、講習会の受講等は、履歴書で確認しますので、正確にお書きください。職務等の従事期間は、月単位で記載してください。

また、施設内での研究発表は、（２）の研究業績に該当しませんのでご注意ください。